

重要事項のご説明

※保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、海外旅行傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については**普通保険約款・特約**に記載しています。必要に応じて取扱代理店または弊社にご請求ください。
 ※**普通保険約款・特約**は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。

▶ **保険契約者と被保険者が異なる場合には**、この書面に記載の事項を、**被保険者**の方に必ずご説明ください。

用語のご説明	普通保険約款・特約 にも「用語の定義」が記載されておりますので、ご確認ください。
--------	---

約款	普通保険約款 …………… 基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。 特約 …………… オプションとなる補償内容など 普通保険約款 に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象者等	保険契約者 …………… 弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。 被保険者 …………… 保険契約により補償の対象となる方をいいます。
保険金	保険金 …………… 普通保険約款 およびセットされた 特約 により補償される傷害または損害等が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額 …………… 保険契約により 保険金 をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険料	保険料 …………… 保険契約者 が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
保険期間	保険期間 …………… 保険のご契約期間をいいます。
解約	解約 …………… 保険契約者 からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。
その他	危険 …………… 傷害または損害等の発生の可能性をいいます。 他の保険契約等 …………… 普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・青年アクティブライフ総合保険・こども総合保険・所得補償保険等の保険契約または共済契約をいいます。

1 ご契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み **契約概要**

この「重要事項のご説明」では、海外旅行傷害保険について説明しています。

海外旅行傷害保険は海外旅行傷害保険普通保険約款に各種特約をセットした商品です。

基本となる補償、セットすることができる特約は次のとおりです。

下記以外のセットすることができる**特約**については、**普通保険約款・特約**をご参照ください。



(2) 基本となる補償等

① 基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償は、次のとおり構成されています。**保険金**の種類は複数のパターンで組み合わせていただくことが可能です。

また**保険金**をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。

詳しくは**普通保険約款・特約**をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金額を控除した残額をお支払いします。	① 保険契約者 、 被保険者 または保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、その他変乱* ③放射線照射、放射能汚染 ④無資格、酒気帯びおよび麻薬等を使用して自動車等を運転中の事故
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金の4%～100%をお支払いします。ただし、 保険期間 を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	⑤自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ⑥脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑦旅行開始前または終了後に発生したケガなど ※「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」を自動セットしているため、テロ行為によって生じたケガに関しては保険金の支払対象となります。
治療・救援費用保険金	傷害治療費用部分 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合、治療費用等のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当と認められた金額をお支払いします。 注 ：カイロプラクティック、鍼、灸、による治療で支出した費用は 保険金 をお支払いできません。 疾病治療費用部分 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合や海外旅行中に感染した特定の感染症がもとで、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合、治療費用等のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当と認められた金額をお支払いします。 注 ：カイロプラクティック、鍼、灸、による治療で支出した費用は 保険金 をお支払いできません。	下記以外は、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金の場合と同様 傷害治療費用部分 ●むちうち症・腰痛その他の症状で他覚症状のないもの など 疾病治療費用部分 ●歯科疾病 など

治療・救援費用保険金	救援費用部分 以下の場合に保険金をお支払いします。 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。） ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等公的機関により緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが確認された場合等 お支払いする保険金 ①傷害治療費用は、1回のケガにつき治療・救援費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 ②疾病治療費用は、1回の病気につき治療・救援費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 注： 治療・救援費用は、次のa.、b.がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として 被保険者 が診療機関に直接支払った費用をお支払いします。 b.海外において治療を受けた場合に、 被保険者 が診療機関に直接支払った費用をお支払いします。 c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などからお支払いがなされ、 被保険者 が直接支払うことが必要とならない部分をお支払いします。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、 被保険者 が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分をお支払いします。	
疾病死亡保険金	以下の場合に保険金をお支払いします。 ①海外旅行中の病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（旅行終了後に発病した病気については、その原因が旅行中に発生したものに限ります。） ③海外旅行中に感染した特定の感染症によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	下記以外は、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金の場合と同じ ● 歯科疾病 など

② 主な特約の概要 契約概要

下記以外のセットすることができる**特約**については、[普通保険約款・特約](#)をご参照ください。

●賠償責任危険補償特約

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
海外旅行中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 注：賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	① 保険契約者 または 被保険者 の故意 ②職務遂行に関する賠償責任 ③航空機、船舶* ¹ 、車両* ² 、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

※1 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。

※2 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

●携行品損害補償特約

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
海外旅行中の偶然な事故により、携行していた 被保険者 が所有する身の回り品に損害が生じた場合	① 保険契約者 、 被保険者 または保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、その他変乱* ③無資格、酒気帯びおよび麻薬等を使用して自動車等を運転中の事故による損害 ④補償の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ⑤携行品の置き忘れまたは紛失 など

※「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」を自動セットしているため、テロ行為によって生じたケガに関しては保険金の支払対象となります。

③ 保険金額の設定 契約概要

●保険金額の設定にあたっては、次のa.、b.にご注意ください。

a.お客さまが実際に契約する**保険金額**については、保険申込書の保険金額欄にてご確認ください。

b.各保険金額は、引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額は**被保険者**の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額および疾病死亡保険金額は、次のいずれかに該当する場合、制限させていただくことがあります。

・**被保険者**が保険期間開始時点で満15才未満の場合

・**保険契約者**と**被保険者**が異なる契約において、**被保険者**の同意がない場合

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

●**保険期間**：海外旅行のために日本ある住居を出発してから日本にある住居に帰られるまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。なお、保険期間内であっても住居に帰られたときに保険は終了します。

●補償の開始：始期日の午前0時

●補償の終了：末日の午後12時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み 契約概要

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払いとなります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

海外旅行傷害保険には保険料の払込猶予期間等の取扱いはありません。

(4) 満期返戻金・契約者配当金 契約概要 注意喚起情報

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 ご契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 注意喚起情報 (保険申込書の記載上の注意事項)

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として保険申込書にて弊社が告知を求める項目です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- 海外旅行中に従事する職業・職種 等

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

① 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

- クーリングオフは、ご契約を申込みの日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば行うことができます。

- クーリングオフの手続きは、ご契約を申込みした取扱代理店では受け付けることができませんので、<記入例>をご参照のうえ下記クーリングオフ係宛に必ず郵便にてご連絡ください。

- クーリングオフされた場合には、すでにお支払いになった保険料は、お返しいたします。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日（保険期間の開始日以降に保険料が支払われたときは、弊社が保険料を受領した日）からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合がございます。また、弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

② 次のご契約はクーリングオフできませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以内のご契約 等

		＜記入例＞
<input type="checkbox"/>	1020083 クおゼ 東 ー客ネ 京 リ様ラ 半 ン相リ 蔵 グ相リ 都 オ談保 フ フ室 代 係 保 田 行 險 区 会 ス 社 ト 9 4 階	下記の保険契約をクーリングオフします。 契約者の氏名(押印): 住所: 連絡先電話番号: ・契約申込日: ・契約の保険種類: ・証券番号: (保険料領収証番号:) ・弊社取扱営業店: ・取扱代理店(扱者):

(3) 死亡保険金受取人 注意喚起情報

① 特に死亡保険金受取人を定めなかった場合

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

② 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合

被保険者の同意を確認するためのご署名などをいただきます。

なお、保険契約者と被保険者が異なる契約を、被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、保険契約が無効となります。

※ 企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

③ ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

(4) 重大事由による解除 注意喚起情報

次のことがあった場合は、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

① 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ 上記①から④のほか、上記①から④までの事由がある場合と同程度に弊社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

3 ご契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

ご契約後、次に掲げる事項（通知事項）の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、**保険金**を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

なお、ご契約後、保険証券記載の住所を変更された場合にも、直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

【通知事項】

- ①海外旅行中に職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③保険証券記載の職業をやめた場合 等

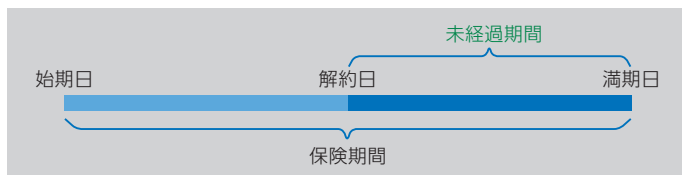
(2) 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を**解約**する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。

①ご契約の**解約**に際しては、解約時の条件により、ご契約の**保険期間**のうち未経過であった期間の**保険料**を解約返戻金として返還することがあります。

詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

②返還される**保険料**があっても、多くの場合、払い込まれた**保険料**の合計額より少ない金額となりますのでご注意ください。



(3) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者が**保険契約者**以外の方で、一定の要件に合致する場合は、**被保険者**は**保険契約者**に**解約**を求めることができます。

この場合、**保険契約者**は**解約**しなければなりません。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・**保険料**の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

- ①引受保険会社の経営が破綻した場合には**保険金**・解約返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ②引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償の対象となり、**保険金**・解約返戻金等は原則として80%まで補償されます。

(3) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

①弊社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、支払いの判断、弊社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供などのために利用する他、下記a.からc.まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行うことがあります。なお、保険医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- a.弊社が、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、**保険金**の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- b.契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、一般社団法人 日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- c.弊社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、個人情報を再保険会社等に提供すること。

②損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、**保険金**の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一**被保険者**または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人 日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。また、損害保

険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。

③弊社における個人情報の取扱いについては弊社ホームページ（<http://www.generalico.jp/>）をご参照ください。

(4) 事故が起こった場合

- ①事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- ②賠償責任特約をご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- ③**保険金**の請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ④**保険金**のご請求にあたっては、以下の書類のうち、弊社が求める書類をご提出いただきます。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
保険金請求書	弊社所定の保険金請求書
傷害状況報告書	事故日時、発生場所、原因等をご申告される弊社所定の書類
保険金の支払事由の発生の有無、 保険金 が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類	弊社所定の同意書（医師や公的機関に照会し説明を求めるとしている同意書を含みます。）、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書等
被保険者またはその代理人（親権者、代理請求人、相続人等）の保険金請求であることを確認するための書類	住民票、健康保険証（写）、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書等
診断書、治療等に要した費用の領収証およびその他費用の額を示す書類等	弊社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費の領収証等
公的機関が発行する証明書等	警察署等の公的機関、交通機関、医療機関、勤務先等の事故証明書等
死亡診断書または死体検案書等	死亡診断書、死体検案書等
後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類	弊社所定の後遺障害診断書、レントゲン等の検査資料、その他の後遺障害の内容・程度を示す書類等
損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求者等を確認するための書類	診断書、後遺障害診断書、治療費の領収証、休業損害証明書、源泉徴収票、戸籍謄本、修理見積書・領収証、取得時の領収証、示談書、判決書、弊社所定の念書および損害賠償請求者からの領収証、争訟費用に関する領収証の明細等
その他必要に応じて弊社が求める書類	示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書、労災支給決定通知等

〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせは〉

お客様相談室 **0120-138-111**

【受付時間】平日 9:15 ~ 17:30
(土日・祝日および弊社が定める休日はお休みとさせていただきます。)

〈万一、事故が起こった場合は〉

取扱代理店、弊社または、次の連絡先までご連絡ください。また、下記以外にも「海外旅行傷害保険ハンドブック」に掲載の日本語救急サービスセンターもごさいます。

24時間365日事故受付サービス
0120-258-015

〈指定紛争解決機関〉 **注意喚起情報**

弊社は法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。

保険オンブズマン **03-5425-7963**

【受付時間】土日、祝日、年末年始等を除く、
午前9:00 ~ 12:00 午後1:00 ~ 5:00
詳しくは、下記のホームページをご覧ください。
<http://www.hoken-ombs.or.jp/>